

阿久比町競争入札等審査事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、阿久比町が発注する建設工事（設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタント及び物品の製造・販売・買受け・役務の提供等（法令等により営業の登録を必要としている設計・測量・建設コンサルタント・地質調査・補償コンサルタントを除く。）を含む。以下「建設工事等」という。）の候補者の審査を厳正かつ公平に行い、適格業者を選定するため、審査事務の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

(設置及び審査事務)

第2条 候補者に関し、次の各号に定める事務を処理するため阿久比町指名審査会（以下「審査会」という。）を置き、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 建設工事等の競争入札に付そうとする参加者の決定及び随意契約によるとする場合の見積参加者の決定に関すること。
- (2) 候補者に対する阿久比町指名競争入札等業者選定要領に規定する指名基準の適用状況に関すること。
- (3) 一般競争入札参加者の資格審査に関すること。

(審査基準)

第3条 競争入札及び随意契約によるもので、設計金額が200万円を超える建設工事等は、審査会に付議しなければならない。

(構成)

第4条 審査会は、次に掲げる職員を委員として構成する。

- (1) 副町長
- (2) 教育長
- (3) 総務部長
- (4) 民生部長
- (5) 建設経済部長
- (6) 教育部長

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、副町長をもって充てる。

- 2 会長は、会務を統括し、審査会を代表する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、総務部長がその職務を代理する。
- 4 会長は、審査会の結果を町長に報告しなければならない。

(会議)

第6条 審査会は、毎月第1火曜日及び第3火曜日を開催する。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に該当する場合は、その翌日とする。

2 会長は、緊急を要する場合には、前項の規定にかかわらず、審査会を招集することができる。

3 審査会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

4 審査会の議事は、出席委員の全員で決定する。

（指名業者等の推薦及び決定）

第7条 各課等において、第3条の規定に該当する建設工事等を発注しようとする場合、各課等の長は、指名業者推薦書（様式第1・その1～2）、見積書徴収業者推薦書（様式第1・その3～4）及び入札案件付議書（様式第1・その5から6）により、審査開始日前5日（土曜日、日曜日及び休日を除く。）までに審査会に提出するものとする。

2 前項による付議をした場合は、各課等の長を説明者として審査会に出席させることができる。

3 特に必要な場合は、担当職員を説明者として審査会に出席させることができる。

4 指名業者等の決定は、指名業者等決定書（様式第2・その1～2）及び見積書徴収業者決定書（様式第2・その3～4）により各課等の長に通知するものとする。ただし、一般競争入札に付する場合は、第2条第3号の規定に基づき審査した入札参加資格の公告をもって決定したものとする。

（庶務）

第8条 審査会の事務は、総務部検査財政課（以下「事務局」という。）において処理する。

（秘密の保持）

第9条 委員及び事務局は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（雑則）

第10条 この要領に定めるもののほか、審査会の運営について必要と認める事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

1 この要領は、平成12年4月1日から施行する。

2 阿久比町指名審査事務取扱要領（昭和56年）は廃止する。

附 則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。